

## 遊漁船業登録内容（水産庁規定公表義務化）

	1.1トン	6.73m	8人	(○) 船釣り ( ) 濱渡し ( ) その他 ( )
( ) 平水・( ) 限定沿海・(○) 沿海・( ) 遠洋、近海				
(○) 遊漁船専用・( ) 漁船と兼用・( ) 他使用と兼用				
(○) 単独記載・( ) 重複記載	( ) 業務用無線	( ) 改良型救命いかだ		
(○) 自己所有船舶・( ) 他社所有船舶	( ) 衛星電話	( ) EPIRB (非常用位置等発信装置)		
	(○) その他（携帯電話）	( ) AIS (船舶自動識別装置)		
		( ) その他（ ）		

航行中及び利用者が水産動植物を探捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。				
(○)一般的な事項				
・出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。				
・航行中、波の影響により船体が動搖するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動搖の軽減に努めます。				
・航行中、波の影響により船体が動搖して危険が予想されるときは、利用者に対して動搖が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。				
・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。・乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。				
・12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。				
・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定位網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。				
・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。				
・隨時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。				

出航中止基準	単独の判断
	出航地や案内する漁場、出港地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。 ・海上警報（風、霧等）、波浪警報の、津波警報・注意報の発令中 出航地の波高 2.5m以上 出航地の風速 10m以上 出航地の視程 10m未満 ・落雷のおそれがあるとき ・事業者、船長または業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき
帰航基準	出航地や案内する漁場、出港地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。 ・海上警報（風、霧等）、波浪警報の、津波警報・注意報の発令中 漁場における波高 2.5m以上 漁場における風速 10m以上 漁場における視程 10m未満 ・落雷のおそれがあるとき ・事業者、船長または業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき

気象及び海象等の状況が悪化した場合の非難する場所	出航した港等に寄港できない場合は、以下の場所に避難をします。	
	案内する漁場の位置	非難する港
	大社沖	大社漁港
	湖陵沖	湖陵漁港
	十六島沖	十六島漁港
	大田沖	久手港

上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。

(1) 利用者の安全の確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
	水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
	乗船する利用者数（12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数）
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報
	立入禁止区域に関する情報
(2) 渔場の安定的な利用関係の確保に必要な情報	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

周知の方法	遊漁船に周知内容を掲示する。
周知の内容	<p>○一般的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと。</li> <li>・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと。</li> <li>・航行中、波の影響により船体が動搖することがあることから、動搖が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること。</li> <li>・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと。</li> <li>・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法。</li> <li>・落水者の戦闘への引き上げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法。</li> <li>・落水者の発生等、非常時の場合におけるほかの利用者への救助協力。</li> <li>・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、または持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの）を着用すること。</li> </ul>
漁場において口頭で説明する。	<p>○一般的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記記載の事項</li> </ul>

船名	利用者1人当たりの填補限度額	利用定員又は旅客定員	契約期間
樂遊丸	50,000,000円	8名	令和7年3月20日から 令和8年3月20日まで